

議 事 録 (案)

名 称	令和7年度 第1回 阪南市障害者施策推進協議会
開催日時	令和7年7月23日(水) 午後2時～午後3時45分
場所	阪南市役所 3階 全員協議会室
出席者 (順不同) (敬称略)	出席委員：土居（大阪千代田短期大学）、関（公募市民）、岡（公募市民）、田中（医師会）、藤田（泉南支援学校）、吉田（泉佐野保健所）、南（社会福祉協議会）、倉本（コミュニティーソーシャルワーカー）、石橋（身体障がい者福祉協会）、四至本（視力障がい者福祉協会）、松岡（聴力障がい者協会）、小杉（知的障がい者（児）団体連絡会）、前田（精神障がい者協議会）、明賀（障がい児（者）を持つ親の会もみの木会）、後迫（特定非営利活動法人スウェル）、楠本（こども未来部こども政策課長）、戸崎（総務部人権推進課長）、石原（生涯学習部学校教育課長）、竹中（健康福祉部長）、藤村（福祉事務所長） 欠席委員：上村（阪南市人権協会）、奥永（有限会社ホームヘルプサービスみらい） 事務局：市民福祉課（金田課長代理、田中主査、阪本主査、中嶋） 手話通訳：八木、林
議事内容	事務局： お待たせいたしました。それでは、ただいまから令和7年度阪南市障害者施策推進協議会を開催させていただきます。本日はお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。 本協議会につきましては、阪南市自治基本条例第22条第2項に基づき、会議は公開とさせていただきます。本日傍聴される方はございません。 続きまして、本日の資料の確認をいたします。事前に送付いたしました次第、資料1、障害児教育施策の動向に係るトピックについて、資料2、表面に第4次阪南市障がい者基本計画及び第7期阪南市障がい福祉計画・第3期阪南市障害児福祉計画、資料3、第4次阪南市障がい者基本計画にかかる進捗管理。本日、座席に置いております委員名簿、座席表、その他資料、手話言語条例（案）の制定について、資料2の14ページ差し替え分になります。 資料2の14ページ差し替え分についての修正箇所については、中段の意思疎通支援事業の一番下にあります、手話奉仕員養成研修事業の令和6年度の実績値の一番右下になります。事前資料ですと、令和6年度実績値が38人で送らせていただいたものとなっておりますが、正しくは10人の間違いですので今回差し替えを置かせていただいています。よろしくお願いいたします。また、資料及び計画の冊子を持参されるように案内させていただいておりますが、計画書及び資料が不足の方がいらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。 続いて、次第1、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。委員の皆様におかれましては、昨年度からの3年間の委嘱をお願いしているところです。今回、5名の委員変更がございました。本来であれば、上甲市長からお1人ずつ委嘱状をお渡しするところですが、会議の進行上、あらかじめ委員の皆様のお席に委嘱状をご配付させていただいております。ご了承ください。 それでは、本協議会の委員の皆様お1人ずつご紹介させていただきます。紹介は座席順でさせていただきます。各委員の皆様の紹介の際に、各委員様のご

所属されている現場の実情やトピック的なお話を1分ほど伺いすることは可能でしょうか。

<委員紹介、委員自己紹介>

事務局：

それでは次に、本協議会の委員の皆様に、上甲市長からご挨拶を申し上げます。

上甲市長：

改めまして皆さんこんにちは。ただいまご紹介いただきました阪南市長の上甲でございます。本日は令和7年度の第1回の阪南市障害者施策推進協議会開催のところ、皆さんお忙しい中、また大変暑い中お越しいただきましてありがとうございます。また、平素からこの阪南市の市政運営でありましたり、まちづくりに皆様方のご理解とご協力いただいておりますこと、改めてお礼申し上げます。ありがとうございます。

今、阪南市は、住みやすいまち、憧れのまち阪南を作ろうということで、様々な施策を展開しておりまして、特にこの障がい者福祉施策に関しましては、令和3年度から第4次の障がい者基本計画というのを定めまして、様々な、本日お配りさせていただいております、様々な計画に展開をしているところでございます。基本的な方向としては、誰もが地域で安心安全に暮らせるまちづくりをするんだということで、色々展開しているところでありまして、障がい者の皆様方が誇りを持って、そして、豊かに暮らせる阪南市を目指して、これからも取り組みたいと思っておりますので、ぜひ皆様方のご協力を引き続きよろしくお願い致します。

また、阪南市としましてのトピックとしては今年度、この手話が大変大切なコミュニケーションツールだということで、仮称ですけども、手話言語条例の制定に向けて頑張っているところであります。令和8年の3月までには制定したいなと思って今鋭意努力しているところですので、またそのあたりも、皆様方よろしくお願いしておきます。

本日はこの障がい福祉計画の進捗状況について、皆様方へご議論いただくというようなことを伺っております。これからしっかりと、この障がい者を取り巻く環境の整備をし、また皆さんで楽しくですね豊かに暮らせる阪南市を作っていきたいと思っておりますので、ぜひ、活発なご議論をよろしくお願い申し上げます。

終わりになりますけども、この会議が、実りあるものになることを祈念を申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い致します。

事務局：

ありがとうございました。上甲市長はこの後、公務がございますので、ここでご退席させていただきます。続きまして事務局の紹介をさせていただきます。

<事務局職員紹介>

事務局：

なお本日は、委員総数 22 名中 19 名の委員の出席があり、委員の過半数の出席がありますので、阪南市障害者施策推進協議会条例第 6 条第 2 項の規定により、本会は成立しておりますことをここにご報告申し上げます。

それでは次に、会長であります千代田短期大学講師、土居委員に、障害児教育施策の動向に係るトピックについてお話いただきたいと存じます。よろしくお願いします。

会長：

はい。よろしくお願いします。資料 1 が配布されてますので、ご覧ください。非常に専門用語が多くなるので、手話通訳も大変かと思いますが、なるべく平易な言葉でとは思っています。

資料 1 ですが、今、学習指導要領の改定に向けての会議、議論が進められているところです。学習指導要領は、およそ 10 年毎に、教育現場の先生方もいらっしゃるので釈迦に説法なんですけれども、改訂が進められているものなので、時期としては、ちょうど改訂に向けて作業が進められている時期ではあります。その中の話題としては、学習評価のあり方であるとか、幼児教育と小学校教育の接続、障がいのある子どもに対する教育課程の充実といった話題が中心で議論が進められているところです。今日は、この中の障がいのある子どもに対する教育課程の充実という観点の話が、本協議会で内容としてあるかなということで、この話をさせていただきます。

例えば、小学校等において、子どもが学習する場所というのは、いわゆる通常の学級というところがあります。ここは、指導要領で示された教育課程で一斉の授業が行われる場所。あと特別支援学級。障がいのあるお子さんが在籍し、特別な教育課程で授業を行う。これは、個々の発達に応じた学習を進めることが可能というようなメリットがあります。もう 1 つ、通級指導教室というものがあります。ここは主には、知的には問題がないんですが、学習に困難のある子どもの指導を行う場所です。わかりやすく言うと、発達障がいのお子さんとかの指導を行うことが多いです。このいわゆる小学校の特別支援学級であるとか通級指導教室っていうのは、ここ 10 年で約 2 倍に増えてます。支援学校の在籍が 1.2 倍ぐらいたったかなというふうに記憶してるので、それを考えると、それに比べると小学校、中学校において特別支援学級であるとか通級で学んでる子どもが非常に増えている状況であるということです。そういう状況なんですけど、実は数年前、もっと言うと 2022 年なんですけれども、文科省の指導が学校現場にありまして、ここで特別支援学級の厳密な活用が求められるようになってきてます。現在そういう状況です。もうちょっと簡単に言うと、支援学級に在籍する子どもは、週の半分以上を支援学級で過ごすように、という通知が来てたんです。簡単に言えばこの状況でどうなるかということ、おそらくここ数年で支援学級が減って、通級指導教室が増えていくであろうという見込みがあります。特に大阪においては、支援学級の運用が比較的柔軟に行われてました。どういうことかということ、支援学級に在籍はしてるんですが、週の半分っていうことでもなく、もうちょっと少ない時数を支援学級で過ごし、多くの時間を通常の学級で過ごすと。いわゆるちょっとインクルーシブの形を重視していたという背景があります。この支援学級の厳密な運用ということは、どうなるかということ、例えば、知的障がいの場合は支援学級で、知的障がいは伴わないが通常の学級で学習が困難である場合、いわゆる発達障がいの中で通

常の学級での学習が困難な場合は通級指導教室、発達障がいであっても通常の学級で学習可能な子どもに関しては、通常の学級で学習するというような、きっちり分かれるような形に移行していくのではないかという、ちょっと危うさがあります。一見、通常の学級での活動を増やす、一見インクルーシブによっていようにも見えるんですけども、実際に、通常の学級よりは支援学級での活動が増えるような状況も起こり得るということで、ちょっと危うさがあるかなという感じはします。

いわゆる、その発達検査等において、その数字によって、ここにも載せましたけれども、病気であるかディスオーダーであるかどうかという基準が、余りにちょっと厳密に活用されてしまうと、本人が本当に困っているような状況っていうのが見過ごされてしまうようなことも起こりうるというかそういう可能性もあるかなというふうに感じています。特に、いわゆるLD、学習障がい、病名で言うと限局性学習症っていうことになるんですけども、このようなお子様は通級指導教室で学習する場合も多いんですけども、現行の学習指導要領では、通級指導教室では教科の学習はしていない状況なんですね。法上は、決まり上は。何をしてるかという、それぞれの子どもの特性に応じた苦手な部分をフォローするような指導を行ってるんです。実際、そのLDのお子さんっていうのは学習場面で困ってるんですよ。漢字が書けないであるとか、算数の数の概念がわからないとか。この子どもたちの指導をする上で、教科の学習と並行せずしてどうやって、そのような概念を教えるんだっていう、難しさがあります。ですので、新指導要領においては、今のところ、通級指導教室で教科の学習も可能になるっていうような方向性を示しています。

このように、新指導要領に変わってきてる背景としては、多様性っていうキーワードがあります。先ほど、委員の中にも共生社会っていうようなお言葉がありましたけれども、多様性っていうことを考えますと、いわゆる通常の学級において、多くの子どもが1度に学べるっていう場面は非常に大事なんですけども、大多数マジョリティのやり方だけじゃなくて、学び方においても多様な学び方を認めたりとか、多様な学び方からチョイスできるような環境設定っていうのが学校現場においては望まれています。

資料の中の野口委員の中央教育審議会の資料を右側に載せさせていただいたんですが、いわゆる基礎的環境整備、みんなが学びやすい場の設定を土台として、昨年度から、例えば私立の学校でも行われるようになってます合理的配慮を行うっていうような図が載ってると思いますが、基礎的環境整備ということは、結構前から、実は現場では行われていることなんですけれども、多様性っていう言葉から考えると、この基礎的環境整備というのは非常にマッチした考え方になるんです。ていうのは、診断があろうがなかろうが、学習に困っている子どもとか、医療に繋がらない子ども、困ってるけど見過ごされている子どもっていうのは現在もいます。そういう子どもたちが、多様な学び方から自分に合った学び方をチョイスできるような環境整備を進めていくというような流れが、今この中央教育審議会の議論において聞かれるようになってきています。

資料の方の左下に書かせていただいたのがLD、いわゆるLDっていうことに関しては、病名としてはラーニングディスオーダー、病気ということにされてるんですけども、特別支援教育の場面ではラーニングディスアビリティ、学び方が違う子どもである、病気というよりは学び方が違う子どもであるという見方がこれまでされてきましたが、そこからまた1歩進んでラーニングダイ

バーシティ、多様な学びというような考え方が見られるようになってきました。この多様な学びっていう考え方が、困っている子の支援に繋がるように、新指導要領には期待したいなというふうに思います。すいません、長くなりましたが、私からの話は以上です。

事務局：

ありがとうございました。それではここからの議事進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。会長よろしくお願いいたします。

会長：

それでは続いて行かせていただきます。会議次第に従って進めさせていただきます。次第3、第7期阪南市障がい福祉計画・第3期阪南市障がい児福祉計画について、事務局より説明願います。

事務局：

まず始めに、計画策定についての法制度をご説明いたします。それでは、「緑の冊子」の5ページをご覧ください。障がい者に関する法定計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「障がい者基本計画」、障害者総合支援法第88条による「障がい福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「障がい児福祉計画」があります。本市では、6年間を1期とし、令和3年度を初年度とする「第4次阪南市障がい者基本計画」は、市における障がい者の状況等を踏まえ、障がい者施策の基本方針や目標を定める総合的な計画であり、福祉サービスだけでなく、保健、教育、雇用、権利擁護、行政サービスなどを含めて、全庁的な障がい計画となっています。3年間で1期とし、令和6年度を初年度とする「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、居宅介護や生活介護、就労継続支援、放課後等デイサービスなど、障がい福祉サービス等の提供体制の確保のために、国・府の定める基本指針に即して定めております。

それでは、具体的な計画の中身についてご説明いたします。第1章は、計画の策定にあたって、計画策定の趣旨、国の基本指針の概要について記載しております。

次に、4ページを、ご覧ください。計画の位置づけは、「第7期阪南市障がい福祉計画」は障害者総合支援法、「第3期阪南市障がい児福祉計画」は児童福祉法により定めるものとされております。

次に、5ページを、ご覧ください。また、この計画は、「阪南市総合計画」、「第4期阪南市地域福祉推進計画」を上位計画とし、関連計画である国の障害者基本計画及び大阪府障がい者計画との整合性にも留意するとともに、障がい者施策に関する基本的な事項を定めている本市の第4次阪南市障がい者基本計画に合わせて、令和8年度までの3年間を計画期間としています。

次に、7ページを、ご覧ください。第2章は、障がい者・障がい児をとりまく現状について、記載しております。8ページは、身体障害者手帳の所持者数です。令和5年度、対人口比4.47%で、所持者数は減少していますが、人口比では増加傾向にあります。9ページは、療育手帳の所持者数です。令和5年度、対人口比1.18%で、所持者数及び人口比でも増加傾向にあります。10ページは、精神障害者保健福祉手帳の所持者数です。令和5年度、対人口比1.12%で、所持者数及び人口比でも増加傾向にあります。自立支援医療受給者も増加傾向にあり、障がい福祉サービスを受けることができる方が増加しております。

す。

続きまして、11 ページからは、障がい者等アンケート調査結果です。65 歳未満の障がい者手帳など所持者の方と、障がい福祉サービス事業者に対しアンケート調査を実施するとともに、障がい者児関係団体のヒアリング調査等を実施し、計画の基礎資料としました。

次に、57 ページをご覧ください。第 3 章として、本計画の基本理念と基本視点を記載しております。基本理念は、第 1 期計画（平成 18 年～20 年）から踏襲しております「だれもが、地域で安全・安心に暮らせるまちづくり」としました。また、基本視点としまして、基本理念のもと、7 つの基本視点を定めました。基本視点 1 「障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援」は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がい福祉サービスなどが受けられるように、提供の体制を整えます。また、自己決定を尊重できる社会の実現に向けて取り組みます。基本視点 2 「本市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施」は、住み慣れた地域で障がい福祉サービスが受けられるようにサービス体制を整えます。基本視点 3 「入所等から地域生活への移行や地域生活の継続支援、就労支援等のサービス提供体制の整備」を行います。基本視点 4 「地域共生社会の実現に向けた取組」は、市民主体の地域福祉活動の推進と、世代や属性を超えて交流できる場づくりや、既存の活動をさらに活性化させ、地域づくりの推進を進めます。基本視点 5 「障がい児の健やかな育成のための発達支援」は、切れ目ない支援体制を図るとともに、医療的ケア児に対する包括的な支援体制の構築を図ります。基本視点 6 「障がい福祉人材の確保・定着」をすすめていきます。基本視点 7 「障がい者の社会参加を支える取組の定着」は、関係部局と連携し合理的配慮を行い、社会参加の機会の確保に努めていきます。

次に、59 ページの「3. 計画の基本的な考え方」は、国・大阪府が示している「障がい福祉サービスの提供体制の確保」を始めとする、4 つの計画の基本的な考え方を定めて、計画策定を行いました。アンケート結果からも、介助者の高齢化による介助負担の軽減や「親亡き後」の支援のあり方が大きいことから、訪問系サービスの保障やグループホームの充実など、「障がい福祉サービスの提供体制の確保」に努めていきます。また、障がい児等のアンケート結果では、発達障がいに関する困りごととして、進路の問題や専門的な医療・療育・訓練の場がないことなどから、児童発達支援センターたんぽぽ園を、地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置づけ、障がい児等の地域生活支援体制の構築に取り組んでいきます。

次に、63 ページをご覧ください。ここから「第 4 章 第 7 期阪南市障がい福祉計画」となります。「1 計画の成果目標について」をご覧ください。ニーズ調査や過去の実績等を踏まえ、国が定める基本指針、大阪府の基本的な考え方に基づき、「第 6 期阪南市障がい福祉計画」の 7 つの成果目標として、「施設入所者の地域生活への移行」から、「障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」まで、7 の項目を第 6 期計画の検証として、目標値と実績値を 105 ページまで記載し、そして第 7 期の目標設定をしております。

成果目標につきまして、少し詳しく説明いたします。まず、63 ページの「(1) 施設入所者の地域生活への移行」につきましては、第 6 期計画の数値目標が上側の表、実績値を下側の表に記載しております。施設から地域生活への移行についての令和 5 年度末までの第 6 期計画の目標につきましては、上側の表の目

標値では「①令和5年度末の地域生活移行者数」のところで「施設入所からグループホーム等へ移行した者の数」として地域移行者数が3人となっています。また、その下の「②施設入所者の削減見込み数が1人」としております。下の表の実績値をご覧ください。施設入所者数の削減数は、令和3年度1人、令和4年度は1人が施設を退所され、グループホームに移行しました。現在も、阪南市岬町地域自立支援協議会の地域生活支援部会で、地域移行や地域生活についてさまざまな協議を行うだけでなく、日中もグループホームでサービスを提供する「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」に対しては評価を行う等により、サービスの質の向上を目指しておりますが、今後も、施設を退所され円滑に地域移行ができるよう、地域の体制整備を行っていきます。

次のページ、64ページをご覧ください。第7期計画の目標となります。施設入所者の地域生活への移行について、上の囲みの中に記載しております国・大阪府の基本的な考え方を踏まえ、過去の実績、ニーズ調査等を踏まえ、令和4年度末時点の施設入所者35人のうち3人と設定しました。これは、令和4年度末時点の施設入所者の8.6%となります。また、施設入所者の削減数については、地域移行する方や新たに施設入所が見込まれる人数等を勘案しながら、令和8年度末までに削減する施設入所者数の成果目標を1人と設定しました。

次に、72ページをご覧ください。「(5) 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額」です。本市における就労継続支援B型事業所における月額平均工賃の数値目標は、令和元年度の実績をもとに、令和5年度は19,826円と設定し、令和4年度の実績値は19,567円でした。工賃向上を目指し、民間企業から就労継続支援B型事業所へ作業受注が増えるように、阪南市岬町地域自立支援協議会の就労支援部会において検討しました。また、障害者優先調達推進法を踏まえて、授産製品の受注の拡大に取り組みました。第7期計画の目標としては、令和8年度の工賃の平均額については、令和4年度以降の工賃の増加率より年度0.9%（176円）、令和8年度までの4年間で合計704円向上し、20,271円と設定します。

次に、77ページから98ページについては、「2 計画の活動指標について」です。第6期計画期間のサービス利用実績及び各サービスの対象者や事業所の今後の増減見込みから、第7期計画期間の見込み量を算定しました。令和3年度から令和5年5月までは、コロナ禍により、サービスの実績値が計画値を大幅に下回ったサービスもありましたが、行動援護、生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助の伸びは大きく、第7期についてもニーズ調査結果及び第6期の実績値から伸びを推計し、見込み量を算出しました。

次に、99ページから105ページにかけては、「(3) 地域生活支援事業」についてです。障害者総合支援法に基づき本市が実施する地域生活支援事業の3か年における利用見込み量といたしまして、ニーズ調査結果及び第6期実績値から伸びを推計し、第7期見込み量の目標設定をしております。

次に、106ページをご覧ください。第3期阪南市障がい児福祉計画における3つの成果目標といたしまして、「(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実」、107ページの「(2) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」、108ページの「(3) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置」につきまして、第2期計画の検証として目標値と実績値を記載し、そして第3期の目標設定をしております。①児童発達支援センターの整備、②保育所等訪問支援を利用できる体制の

構築、「(2)重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備及び放課後等デイサービスの整備」はそれぞれ1箇所整備目標となっており、すでに本市では各事業所が整備されております。

次に、109ページからは「2 計画の活動指標について」、障がい児支援サービスの第2期の計画値と実績値、第3期見込み量について、ニーズ調査結果及び第2期の実績値から伸びを推計し、見込み量を算出しました。

次に、117ページをご覧ください。計画の推進・管理体制といたしまして、各事業の進捗状況及び目標の達成状況などについて、毎年度「阪南市障害者施策推進協議会」において、点検、評価を行います。また、国、府、近隣自治体との連携による、よりよいサービスの提供や市民、当事者、障がい福祉サービス事業所との協働を図るため連携強化に努め、計画を推進してまいります。説明は、以上になります。

会長：

ただいまの説明について、委員の皆さんからご意見ご質問等ございませんか。よろしいでしょうか。続きまして、次第4、第4次阪南市障がい者基本計画の令和6年度事業実績について、事務局より説明願います。

事務局：

それでは資料2をご覧ください。まず、「第4次阪南市障がい者基本計画」について、簡単にご説明いたします。

「第4次阪南市障がい者基本計画」は、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間としています。基本計画では、「だれもが、地域で安全・安心に暮らせるまちづくり」を基本理念とし、「地域共生社会の実現に向けた暮らしを支える生活支援」を基本目標の1つとして掲げ、地域の相談支援体制の強化や連携を図るために、直営で基幹相談支援センターを設置し、多機関との連携、権利擁護・虐待防止などに取り組むものとなりました。また、福祉計画では、基本計画を受け、自己決定の尊重、一元的な障害福祉サービスの実施、地域生活支援システムの確立や差別の解消等を基本視点として、障害福祉サービスの整備・充実を目標として掲げました。

1ページをご覧ください。第4次阪南市障がい者基本計画の令和6年度評価について、ご説明いたします。1. 評価方法と評価集計結果については、(1)前年度の取組方針が継続実施の場合、前年度の取組状況や成果で判断いたしました。A評価は、103項目あり86.3%で、利用者のニーズに沿った運用ができました。B評価は、10項目あり10.2%で運用が不十分の評価でした。事業の取組内容と課題については、事業運営しているものの、相談件数が減少していること、周知啓発不足による研修受講者数の減少や、障がいがある方への支援が不足していたとの結果でした。C評価は、1項目0.8%で、ニーズはあったにもかかわらず利用がなかった評価でした。事業の取組内容と課題については、対象事業は、録音図書点字図書貸し出しサービスの充実で、現在、指定管理者による運営をしています。社会全体のニーズはあるものの、申し込みがなかったためC評価としています。D評価は、3項目あり2.5%でニーズがなかったため利用がありませんでした。事業の取組内容と課題については、実績がないですが、広報の周知や公共施設管理者の協議や各団体の啓発活動等、基準運用が出来るようにしていくとの結果でした。(2)前年度の取組方針が課題ありの場合の評価ですが、令和6年度の評価においては、課題ありの項目はあ

りませんでした。各事業別の評価結果は、2 ページから 6 ページをご参照ください。

また、資料 3 につきましては、市役所の各課や社会福祉協議会・消防署などの関係機関から提出いただきました令和 6 年度の事業の実績と令和 7 年度の取組と課題改善になっておりますので、参考にご覧ください。以上で、障がい者基本計画の令和 6 年度評価についての説明を終わります。

会長：

ただいまの説明について、委員の皆さんからご意見ご質問等ございませんか。

委員：

先ほどの C 評価の録音図書点字図書貸し出しサービスの充実がニーズがあったけれども、利用がなかったということなんですけど、多分、これ使いたい人は、これが見えにくいので、その周知っていうのはどうなってるのかということと、その方に多分行っても、どこにあるかがわからないとか、そもそもあることがわからなかったら、オーダーしにくいと思うんですけど、どうですか。

事務局：

まず周知については、指定管理に出してるということで関係機関との調整が必要になるかなと思います。一般的にいくと、広報であったりとかそういったところで周知できるかなと思っております。ただ、見えにくい方になるので、そういう方は市民福祉課で人数把握してる方になるので、照会があったら、そこに点字であったりとかそういったところで、周知できるかなと思っていますが、まだそこまでは。

委員：

そもそも図書館に行こうっていう発想になりにくい。せっかくあるんやったら使っていただけたらいいかなと思うので、何かいい周知方法があったらいいかなと思いました。

事務局：

検討してまいります。

会長：

ありがとうございます。他にご意見ご質問等ございますか。

委員：

これ全部の項目に、目標も含めてなんですけど関わることだと思うんですけど、基本目標 1 の(5)障がい福祉人材の確保っていうところでは、一応全部 A 評価になってはいるんですけど、現場では、ヘルパーの数が足りない、訪問してもらえることが難しいっていう、当事者の声もかなり聞こえてきている現状があるんですけど、私たち当事者からすると、ヘルパーさんの存在ってとても大きいんですね。

いろんな形で動いてくださるので、多分動いてくださる方たちは、当事者のことをよく理解した上で、勉強も積み重ねてきて、されてると思うんですけど、

続かない理由っていうのが、私も介護福祉してた経験もありますので、やっぱり現場の過酷さであつたり、労働環境の悪さであつたり、事業所の運営の厳しさっていうものもあつたりするので、今ここに臨席していただいている各事業所関係者の方からすると、この問題っていうのを本当にA評価でいいと思ってるのかどうかっていうのも、ぜひお聞きしたいなというふうに思います。

養成確保は、もしかしたら、研修に行ってもら、その間は誰かをそこに当てはめて、支援の回数が減るかもしれないけれど、勉強を積み重ねてもらおうというふうに事業所の努力もあると思いますし、人材が定着するっていう部分では、苦勞してらっしゃるのではないかな。福祉教育の実践となってくると、本当にいろんなスーパーバイズもしながら助言を行いながらというふうな形での、人材をいかに確保していらっしゃるのかっていう部分と、私達当事者が安心して利用できるような豊かな生活の保障が、実際にこの人材の確保という部分ではできているのかどうかっていうのを、ぜひ教えていただけたらと思います。

事務局：

はい。こちらの人材、福祉人材の養成確保というのが、資料3の6ページ、基本目標1の24福祉人材の養成・確保については、この事業内容は、担当課が介護保険課と市民福祉課となっております。この事業内容については、各窓口担当課が目標設定しているところになるので、こちらの委員がおっしゃっているサービスの人材っていう内容ももちろん大事なんですけども、ここでは研修っていう位置付けの評価となりますので、そういった項目では、令和6年度がA評価という形になります。

委員：

多分評価として挙がってるのはそういうことだとは思いますが、現場として、ここに来ていらっしゃる事業所って、そういう方達を採用したり、派遣したりっていうことに、現場として皆さんはどんなふうに思ってるのか、当事者としたら、そこについては、ヘルパーさんはいつも安心してお願いできる環境にあるのかどうかっていうのも、ぜひ、ちょっとお声がいただけたらと思います。

会長：

今の件につきまして何かご意見等ございますでしょうか。もしよろしければ。それでは、改めてまた、議事の方進行させていただきますので、また改めて思い出すことがあったらまたご意見をお願いします。それでは続きまして次第5、第7期阪南市障がい福祉計画・第3期阪南市障害児福祉計画の令和6年度事業実績について、事務局より説明願います。

事務局：

資料2の7ページをご覧ください。障がい福祉計画・障がい児福祉計画の令和6年度の評価について、ご説明いたします。第7期阪南市障がい福祉計画の成果目標と令和6年度の実績です。

①施設入所の地域生活への移行です。施設からグループホーム等の地域で生活できるように支援します。令和8年度末までに、1人の方が施設からグルー

プホーム等の地域で生活できることを目標としており、令和4年度に1人、令和5年度に1人、令和6年度に1人が地域生活に移行し、目標を達成することが出来ました。令和8年度末までの入所者数は34人となっておりますが、令和6年度は36人となっております。

②精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築です。令和2年度に、阪南市と岬町で共同設置しております地域自立支援協議会において、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置いたしましたので目標は達成しております。現在、年2回開催しており、精神病床における長期入院患者の地域移行が促進されるように、事例検討等を行い、地域移行の整備を図っております。

次に、8ページをご覧ください。③地域生活支援拠点の整備です。令和2年度に、阪南市と岬町が共同で地域生活支援拠点等を設置しており、目標を達成しております。地域自立支援協議会において、事例検討等を行い、緊急時の受け入れや対応体制などを整備し、質の向上を目指すとともに、年1回以上、運営状況の検証と検討を行い、機能の充実を図っております。

次に、9ページをご覧ください。④福祉施設から一般就労への移行です。令和6年度の実績は、福祉施設から一般就労への移行者数は、15人でした。就労移行支援事業から一般就労への移行者数は、5人でした。就労継続支援A型から一般就労への移行者数は、7人でした。就労継続支援B型から一般就労への移行者数は、3人でした。障がい者を雇用していない企業の意識改革や、就労移行支援事業所等の確保と機能向上及び障がい特性やニーズに応じた支援の取組を促進していきたいと思います。

⑤就労継続支援B型事業所における工賃の平均額です。令和6年度の目標値19,919円に対し、実績値は24,185円となり、前年度実績値、及び、目標値ともに上回ることができました。障害者優先調達推進法を踏まえて、さらに授産製品等の発注の拡大を図っていききたいと思います。

次に、10ページをご覧ください。⑥相談支援体制の充実と強化のための取組です。事業内容は、相談支援事業者への専門的な助言や人材育成、連携を図ることです。基幹相談支援センターを令和3年度に市直営で設置し、相談支援体制の強化を図っており、令和6年度は目標値を達成しております。令和6年度は、障害福祉サービス事業所・障害児通所事業所を対象に精神保健指定医による統合失調症についての研修会を開催しました。

次に、11ページをご覧ください。第3期阪南市障がい児福祉計画の成果目標と令和6年度実績について、ご説明いたします。本計画は、18歳までの障がい児の福祉計画です。

①障がい児発達支援センターの設置です。児童発達支援センターは、現在1箇所整備しております。障がい児支援の拠点施設として、就学前の障がいのある子どもに対する通園事業や保育所等訪問支援、発達障がい児の個別療育等を実施しています。今後もセンターを維持していくとともに、各事業の充実を図ってまいります。

②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築です。保育所・幼稚園・小学校・中学校等に訪問し、連携を図るとともに、専門的な助言をする事業です。目標は2箇所、実績は3箇所の事業所が事業実施していただいておりますので、目標を達成できておりますので、今後も現状の維持に努めます。

③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業所の整備です。目標は1箇所、実績は1箇所の事業所が事業実施していただいておりますので、目標を達成できておりますので、今後も現状の維持に努めま

す。

④医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置です。泉佐野保健所と近隣2市3町で協議の場を設置しています。年2回の開催で市の関係各課や医師会、薬剤師会、大阪母子医療センター等が集まり、医療的ケア児における事例検討や情報交換等を行っております。令和6年度の実績は、協議の場を1箇所設置し、大阪府が養成する医療的ケア児等に関するコーディネーターを阪南市の福祉関係1名、医療関係1名で協議の場に配置しています。引き続き、コーディネーターの養成を図ってまいります。

次に、12ページをご覧ください。12ページと13ページは、障がい福祉・障がい児支援サービスの利用見込みと令和6年度の実績です。

次に、14ページと15ページをご覧ください。地域生活支援事業の見込みと令和6年度の実績となっておりますので、ご参照ください。以上で、障がい福祉計画・障がい児福祉計画についての説明を終わります。

会長：

ただいまの説明について、委員の皆さんからご意見ご質問等ございませんでしょうか。

委員：

14ページの意思疎通支援事業の令和6年度、突出している手話通訳者派遣事業の時間、735時間っていうのがあるんですけども、本当に手話通訳者の皆さんが、すごい大変な思いをされたんだっていうのが、この数字でよくわかるんですけど、どうしてこんなに増えたのかっていうのをちょっとお聞かせいただけたらと思います。それと他の時間設定も、令和6年度の計画値がちょっと少ない、移動支援事業が計画値が少ない、或いは、地域活動支援センターまつのき園の年間の数値が少ないとかっていう、少ないのに、利用者の時間が多いっていう部分なんかも合わせて、また別項目でお願いしたいと思います。

事務局：

ご質問ありました、14ページの中段手話通訳者の派遣事業、令和6年の実績数が735時間となっております。これに関しては、本来は手話通訳に関して病院がすべきところもあるんですが、なかなか手話が難しいことであったりとか、通院回数も増え、1人当たりの通院回数も増えてるというところで、派遣時間が増えてるというところになります。あともう1つ、計画値の話になるんですけども、令和4年度の実績値に基づいて第7期の数値目標してるので、どうしても計画値が設定が小さくなる数値があります。以上です。

会長：

ご質問等ございませんか。それでは次に進めさせていただきます。次第6、その他について、手話言語条例（案）の制定について、事務局と福祉事務所長が共同で進めているとのことですので、福祉事務所長よりご報告をお願いします。

委員：

それでは私から説明いたします。その他資料ということで今日お手元にお配

りした資料をご覧ください。手話言語条例（案）の制定について、ご説明させていただきます。まず、条例の趣旨としまして、言語には「音声言語」と「手話言語」があります。手話は、ろう者の方などが、コミュニケーションをとったり、物事を考えたりする時に使う言葉で、生活に欠かせない意思疎通のための重要な手段になっています。手や指の動き、顔の表情などを使って、概念や意思を視覚的に表現する言語で、日本語や英語、フランス語などと同じ言語の1つです。かつて、手話は日本語教育の妨げになるとの考えから、ろう学校では手話が禁止され、授業だけでなく生徒同士でも手話で話すことも禁止され、口の形を読み取る口話法教育が行われた背景がございます。平成18年12月国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」の第2条では、言語とは「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語のことを言う。」と定義されています。我が国においては、平成23年7月に障害者基本法が改正され、その第3条に手話が言語に含まれると位置付けられ、今年の6月に「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行されました。しかし、未だ広く社会に手話が言語であるということの理解が進んでいない状況でもあります。9年前ですが、大阪府民のアンケート調査では約60.2%の方が手話が言語であることを知らない。直近では、1年半前になりますが、東京都の都民アンケート調査では36%の方が手話が言語であることを知らないという数字が出ています。また、これまで手話が言語として認められてこなかったことから、手話を使用することができる環境が整えられず、ろう者の方などは、地域や学校、職場などにおいて、コミュニケーションが制限され、多くの不便や不安を感じながら生活を送っていました。そして今、手話が言語であることを基本理念とし、ろう者の方などが、手話がコミュニケーションを図る権利であることの認識を強く持ち、ろう者の方などに対する理解の促進及び手話への理解並びに手話の普及が必要になっています。全ての市民が人格及び個性を尊重し合いながら、合理的配慮が適切に行われ、誰もが安心して心豊かに暮らすことができる地域共生社会の実現を目指し、今年度末、令和8年3月末に策定できるように（仮称）手話言語条例の策定に取り組んでいます。次に、他の自治体の条例制定の状況です。令和7年7月9日現在、全国の自治体数1,788のうち600の自治体が条例制定しています。33.5%の割合です。7年前の2018年だと、条例制定数が全国で194の自治体がございました。7年前と比べますと約3倍の自治体が条例制定しています。大阪府では、大阪府と43市町村のうち29市町が制定済で約67.4%です。本市の現状としまして、現在、市が手話を使う人を把握しているのは約13人ですが、市が把握していない手話を使う人もいらっしゃるのではないかということで、13人足すアルファぐらいかと思います。手話通訳者の方が現在10名ということで、事業としましては本市の手話に関連する施策や事業は手話奉仕員養成講座、上級手話講座等となっています。

裏面にいきます。本市における条例制定の目的ですが、条例の趣旨の内容と重なっております。地域共生社会の実現を目指すための目的でもあります。次に、令和8年度の取り組み予定の事業としまして、SNSを通じての手話の普及・啓発や、市民向け職員向け手話体験講座の開催などです。現在も手話体験講座を実施している小学校もございますが、実施していない小学校もあると聞いています。また、新たに保育所や幼稚園など、年長さんを対象に手話体験講座の実施を検討しています。令和9年度以降は令和8年度の事業の継続を基本としますが、令和9年度以降の課題といたしまして、手話通訳者の報償費の引上げや担い手不足などがあり、手話通訳者の人数が必要ではないかということ

で担い手不足の解消ということで、課題解決に向けて今後取り組んでいく必要があると考えています。

最後になります。スケジュールです。今月は、既に3回、各団体のヒアリングを終えています。来月には、アンケートもしておりますので、調査結果を参考にしたヒアリング調査を再度、各団体と行う予定です。来年度は、この障害者施策推進協議会で条例や手話に関する施策等について報告させていただくこととなります。以上で私からの説明を終わります。

会長：

ありがとうございました。その他につきまして、委員の皆様より何かございませんでしょうか。感想等でも結構ですし、お願いします。

委員：

その他に入る前に資料3の説明はあるのかと思ってたので、ちょっと質問を控えていたのですが、ちょっと後程質問させていただいてもよろしいでしょうか。

会長：

どうぞ。

委員：

よろしいですか。幾つもあるんですけども、まず、一番、私も気に掛かるところから、お願いしたいんですけども。

まず資料2の基本目標、障がい者に配慮したまちづくりの推進の部分なんですけれども、ここの部分でのコミュニティバスの運行事業の推進についてなんです。このコミュニティバスのダイヤというのは、平日日中の運行であって、私自身就労してるんですけども、就労してる障がい者にとっての移動手段となりえないなっていうふうに、感じております。また、特に視覚障がい者の場合に、電動車椅子、或いはシルバーカート等代替の選択肢がないんです。それで、市内移動が大変困難な状況になっているということをまず、お分かりいただきたいなということと、それと阪南市における公共交通インフラに関しては、障がい者だけの問題ではないかと思うんですが、この項目中に、障がい者に対する移動の権利に関するものが、このコミュニティバスの項目と、もう1つ上の、福祉有償運送事業の推進。もうこの2つしかないんです。これらを利用できない障がい者に対してはどのような施策が必要と考えているのか、或いは考えていないのか。また、障がい者の移動のニーズについてどのように把握しているのかということですね。緑の冊子の44ページに、アンケートの項目があったんですが、そこに、移動或いはその交通の項目はないんですけど、これは、どうなってるのか、お伺いしたいなと思います。

事務局：

ありがとうございます。現在、コミュニティバスは都市整備課が窓口になっておりまして、都市整備課が毎年ですね、ダイヤの調整をしているところでございます。あともう1つ、福祉有償運送については、現状、更新もかなり必要です。今のところ阪南市には1か所しかございません。その1か所についても、舞校区福祉委員会があるんですけども、私の知る限りでは、車が1台、会

員さんが12名という形。なかなか障がいあるなし関わらず、移動手段はなかなか難しいかなと思っております。私ども担当課といたしましては、福祉サービスの申請等がございましたら、視力障がい者の方に関して、同行援護でヘルパーさんと一緒に安全に公共交通機関を使って移動するであつたりとか、公共交通機関が利用が難しい方に関しては、移動支援を、福祉サービスを使って、移動していただくという形になります。緑のページの44ページのアンケートに入っていないということなんですけれども、こちらは国であつたりとか大阪府の基本方針のマニュアルの中でアンケートを実施している内容になりますので、また、国、府の動向を確認しながら、次期計画につなげていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

委員：

はい。まず移動支援があるというふうにおっしゃってたんですけれども、そもそも私就労してるんです。通勤は使えないはずですよ、移動支援。それともう1つ、その国のアンケートをもとにして調査したというふうにおっしゃってるんですけれども、この市内交通の問題というのは、阪南市にとって、かなり致命的な問題じゃないかなと思うんですけれども、その項目、ぜひ次回から、加えてっていただきたいなというふうに思います。

事務局：

ありがとうございます。貴重な意見ですので、検討してまいります。

委員：

よろしいですか。先ほど、事務局から福祉有償輸送は1件という話なんですけれども、4件ほど、福祉輸送の事業者さんございます。先ほど事務局が舞校区福祉委員会でやっているということで、福祉有償の話をしたかと思いますが、残り3か所は、ほぼ介護保険の事業者さんが福祉輸送ということで、主に利用者の方を、主に通院等での移送支援ということで福祉輸送やってまして、阪南市では現在4か所、福祉輸送の事業を行っています。ただ、福祉輸送の方もですね、いろいろ調べたんですけれども、運転者の確保が難しいとかっていうことで、結構、福祉輸送をやめるところが実際多くなってきたのかなというところで、今現在4件ですけど、それ以上はもう少し数があったと認識しております。福祉輸送の方も、なかなかちょっと運転士さんの確保の問題とか、利用者の限定とかということで、人件費のこととかで、かなり運営は厳しい状況になってますということで、確認を取っております。以上です。

会長：

ありがとうございます。ではどうぞ。

委員：

もう1件だけお願いしたいんですけれども、基本目標8の差別の解消及び権利擁護の推進の部分と、基本目標9の行政サービス等における配慮の部分に重なって関するところなんですけれども、まず、8の差別の解消及びのところなんですけど、理解促進研修・啓発事業の推進と、障がい理解教育の推進という部分があるんです。障がい理解についての研修や啓発について、どのような内容で実施してるのかっていうことをお尋ねしたいのと、いろんな自治体のホームページ

ージ拝見してるんですけれども、啓発冊子などをよく見かけるんです。その中でよくあるのは、障がい特性とか具体的困難について記されてるものが多いんです。障がい特性とか具体的困難というのは、介助者の直接的な援助者にとっては重要な話なんですけれども、それに加えて、心理面の理解も重要じゃないかなと思ってます。また一般の市民は、啓発や教育としては、障がい特性とか具体的困難よりもむしろ心理面の理解の方が重要じゃないのかなっていうふうに思ってます。そういった面で、当事者の心理面の方にも着目してもらいたいなというふうに思うのは、まず1点。もう1つ、行政サービスにおける配慮の部分で、市職員における障がい者理解及び合理的配慮の促進の部分が、Aというふうに評価されてるんですけれども、先ほど言ったような障がい理解での心理面についても、十分であるのかっていうその部分を点検してもらいたいなということです。ちょっと加えて言いますと、合理的配慮っていう部分では、本会議の資料が手元に届いたのが、昨日やったんですよ。私、弱視の文字を読むのが大変なんです。私弱視だによってこともこれ、開示してるはずなので、今後もしね、できることであれば、なるべく早くね、できればこの、印刷物ではなくてデータでいただけたら助かるなというふうに思っております。以上です。

事務局：

ありがとうございます。メールアドレスをこれからまた登録させていただきますので、次回の資料発送には、データで送付させていただきます。他の委員さんにつきましても、データで送付を希望される方いらっしゃいましたら、この会議が終わりましたら、事務局までご連絡ください。よろしくお願いします。

委員：

1点、差別というところで、基本目標8、差別の解消及び権利擁護の推進というところで、本課のほうの部分におきましては、人権啓発の推進ということで絡んでおりますので、お答えさせていただきたいと思っております。資料3で言いましたら22ページ、資料2で言いますところの5ページのところが、先ほどご指摘あった場所かと思うんですけれども、たまたま障がいの件でということになりますので、昨年、聴覚障がい、視覚障がいの方のドキュメンタリー映画の放映等させていただいたところではあるんですけれども、なにぶん限られた予算でございますので、本市の人権基本計画の中では、大きく9つの人権課題があるものと考えておりまして、予算の関係上、年間3回から4回、9つのテーマを割り振って実施しているところではございます。また先ほど、心理的な部分というところも職員に向けてということになるんですけれども、ヒューマンライツセミナーについては市民講座でございまして、その辺のところはまた私の方からですね、職員向けっていうことでありましたら、職員研修担当になりましたら秘書人事課、同じ総務部になりますので、今日のご意見については、伝達させていただきたいと考えております。以上でございます。

会長：

ありがとうございます。時間押しておりますが、最後、お願いします。

委員：

先ほどの手話言語条例の件で、進捗管理のところといろいろ絡まるのかなと

と思いますが、進捗管理の 23 ページの基本項目 6 の 8 のところ、手話サークル入会者 1 名ってなってるんですね。手話の時間がすごい 735 時間という膨大な量になってませんかっていう質問をさせていただいたんですけども、それだけ利用したい方がたくさんいらっしゃるって、手話通訳者の方たちが本当に足りなくて、こういう条例を作って、通訳者の方の賃金等も増やそうという、取組ってのはすごくよくわかるんですけど、実質、聴覚障がい者団体の方が、学校教育の現場で手話を使って生徒さんと交流会を持たれているっていうのを、障がい者団体連絡協議会の方でも、今月はどこそこの小学校でしたという報告は聞いてるんですね。そうなってくると、この内容でいくと、初心者講習、初級講習会の受講者がいて、上級講習会の方がいて、或いはそういうことを経過した方たちが手話サークルに入会するっていうふうな状況で読めるんですね。でも、せっかく小学校であったり、中学校であったりで、手話を身近に感じて関心を持った子どもさんたちが、手話サークルでそういう子どもさんたち対象でもいいので、手話で一緒に何らかの形で、活動できるような場を作ってもらえないかなっていうのが 1 つです。そうすることで、将来その人たちは、手話通訳者への道を将来設定に持つかもしれない。子どもさんたちがそういうことに関心持つことで、手話っていうものがもっともっと市民の間で身近に感じられるようになるかもしれないっていうのを、とても感じました。で、入口が講習会ではなくて、入口にサークルを作っていたきたいなど。今、サークルは幾つあるんでしたっけ。1 箇所と聞いていて、その 1 箇所に何人の方が手話・・・

委員：

手話サークルは 1 箇所で、火曜日と木曜日にやっています。大体主婦が多くて、昼は主婦が多くて、木曜日はお昼にやっているの、20 人弱。夜にやっている火曜日は 10 人。手話サークル二部で、大体 10 人前後。手話サークルというのは、阪南市の中では、活動は昼と夜に分かれています。

委員：

現状として、そういう状態があつてっていうのは、よくわかりました。でも、せっかく学校でそういう授業で身近に感じた子どもさんたちや、そういう関係者の人たちが行ける場として、増やしたりすることはできないでしょうか。点字サークルも同じだと思うんですけど、学校で点字っていうのはあんまり聞かれないですけど、手話に関しては結構広まっているという認識を持っていますので、何かもったいない気がしますので、できたら頑張れませんかっていう。以上です。

委員：

子どもたちが学校で興味があつても、平日に参加することは難しいですし、夏休みとか春休みとか冬休みとかぐらいで。普通の時は子どもたちは参加するのが難しいと思います。

委員：

9 月 23 日が手話の日ということで決まりました。市としても、子どもさんもそうですけども、大人にも手話を身近に感じてもらうような体験、一時体験でもいいので興味持ってもらおうきっかけづくりができればなというふうに考

えてます。その中で、もしかしたら手話サークル・サラダさんの方に加わりたいというような話にもなってくるかもわかりませんし、今、第2第4の金曜日に「つながりスペース」で手話の方もサークルさんと団体さんやってまして、そこへ気軽に手話が学べる場というところで頑張っているんで、その辺もうまく活用しながらとりあえず手話は言語ですよ、身近にまずは感じてもらえたらと思い、私たち市職員も手話を覚えないといけないかなと思いつながら、手話言語条例の作成に取りかかっているという状況でございます。今後、まだ、どうしていくのかっていうのは、条例ができて、そこでまたいろんな施策ともっと突っ込んだ形で考えていくことになるのかなと思っています。委員の貴重なご意見等いただきながら、貯めておきますので、はい、ありがとうございます。

会長：

ありがとうございます。委員から、何かありませんか。

委員：

今、手話言語条例を作っているところですけども、聞こえる人も聞こえない人も関係なく、社会の一員として差別なく、今後頑張っていきたいと思っています。

会長：

ありがとうございます。本日の案件につきましては、これですべて終了とさせていただきます。ありがとうございました。たくさんのご質問いただきましてありがとうございます。なかなか本当に事務局もいろいろと考えていただいているんですけども、本当に当事者に届く、例えば委員からご提案ありました啓発であるとか、また、当事者とさらにその間でなかなか支援の届かない、最初の話でLDの話とも繋がると思うんですけども、当事者に支援届く施策っていうものについて、また改めて考えていってもらえたらなというふうな気がします。人材確保の難しさというお話もいただきました。この場で本当、委員さんの中でこう、難しいよねとか、こういうところ困ってるよねっていう話の共有ができたらなというふうに思うんですけども、委員の方からこの場で皆さんの話をなるべく伺いたいっていうこと。話していただいた方もいたんですけども、なかなかこちら不手際があつてうまいこと進行できずに申し訳なかったです。これで協議については終了させていただきますので、あとは事務局よろしくをお願いします。

事務局：

会長どうもありがとうございました。本日の会議案件は全て終了いたしました。今年度の協議会は、本日の1回となりますが、来年度は第8期阪南市障がい福祉計画・第4期阪南市障がい児福祉計画の策定予定のため、年間3回ほど会議開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。以上をもちまして、令和7年度阪南市障害者施策推進協議会を閉会させていただきます。皆様ありがとうございました。

以上